

おや にんちしょう 親が認知症に…

おやが認知症で、銀行のお金を引き出せない。通帳を無くしたと何度も再発行している。公共料金や様々な支払いができなくなった。



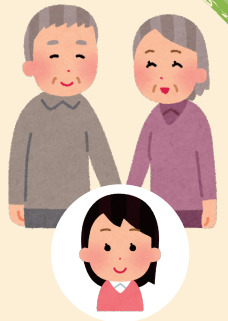
こうれいしゃ ねら 高齢者を狙ったサギ

ひとり暮らしの親は90歳。最近、高額な商品を、知らない業者から買わされたみたい。悪徳業者にだまされていないかな。



しょう こ しんぱい 障がいの子どもの心配…

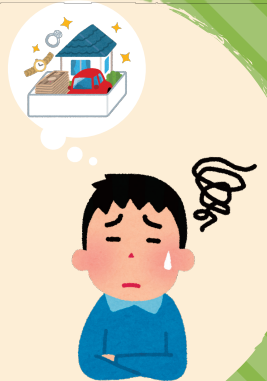
将来、障がいのある子どもの世話ができなくなったとき、親亡き後が心配です。本人のお金の管理、福祉サービスの利用契約など、どうしたらいいだろう。



お困りではありませんか？

じぶん しょうらい 自分の将来のために…

子どもがいないので、いざという時に自分の財産管理や身の回りの契約や支払いをどうしよう。老後に備えて今から考えたい。



けんり ようご せいねん こうけん せいど 権利擁護・成年後見制度について

北上市権利擁護支援センター

に御相談ください。



成年後見制度は、**認知症や障がい**などで判断能力が不十分な方の財産や権利を守るための大切な制度です。将来の暮らしに不安のある方・これから備えたい方など、成年後見制度の利用や権利擁護についてご相談下さい。

けんり ようご 権利擁護とは…

生活上の困りごとを抱えた高齢者・障がい者を、財産管理におけるトラブルや虐待、消費者被害等の権利侵害から守ることが権利擁護の考え方です。



住所 〒024-8501 北上市芳町1-1
北上市役所 長寿介護課 高齢福祉係

でんわ 電話 0197-72-8324 **FAX** 0197-64-0287

メール choju@city.kitakami.iwate.jp

成年後見制度って どんな制度?

法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめご本人が自ら選んだ人（任意後見人）に、自分の判断能力が低下した場合にしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

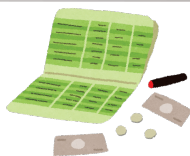
| | 任意後見制度 | 法定後見制度 | | |
|------|-----------------------|--|---------------------|---------------------------------|
| | | 補助 | 保佐 | 後見 |
| 対象者 | 将来に備える方へ | 判断能力が不十分な方 | 判断能力が著しく不十分な方 | 判断能力が欠けているのが通常の状態の方 |
| 内容 | 判断能力があるうちに任意後見人を選定 | 一部の契約・手続等の同意・取消や代理 | 財産上の重要な契約等の同意・取消や代理 | すべての契約等の代理・取消 *日常生活に関する行為は除く |
| 後見人等 | 自分で選んだ人を任意後見人にする事ができる | 家庭裁判所が補助人・保佐人・成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人) | | |

*任意後見(申請先:公証人役場)と法定後見(申請先:家庭裁判所)では手続の流れが異なります

成年後見人は本人に代わって、たとえば、次のことを支援します



医療や福祉サービスの契約



お金の管理支払い



不利益な契約の防止



不動産などの管理

成年後見人では次のことができません。

*任意後見や親族がおこなう場合等を除く



手術や医療の同意



本人が亡くなった場合の喪主、葬儀を行う



本人の保証人
(本人の借金の連帯保証人など)



本人の直接的な介護